

# 自動販売機設置事業者募集要項

秋田県教育庁総務課施設整備室では、教育施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

## 1 目的

教育施設の有効活用による県民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため。

## 2 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 秋田県税を滞納していないこと。

## 3 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための教育施設の賃貸借

- (2) 貸付場所及び面積

「別紙一覧」のとおり

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

- (3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 4 入札参加申込

- (1) 提出期間

令和8年1月14日(水)から令和8年1月30日(金)までの日(土曜、日曜を除く)の午前9時から午後5時までの間とします。

(2) 提出場所

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号  
秋田県教育庁総務課施設整備室 施設・管財チーム

(3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	市町村発行の住民票及び身分証明書		○
③	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	○	
④	誓約書（設置実績を確認できる書類添付）	○	○
⑤	秋田県税の滞納の無い旨の証明書	○	○
⑥	設置する自動販売機のカタログ	○	○
⑦	秋田県暴力団排除条例第4条 様式1 (誓約書・役員等名簿)	○	○

※②、③、⑤は、原則発行後3ヶ月以内の原本とするが、他の県有施設の入札へも参加する場合は、写しでも可とします。

(4) 提出方法

提出期間内に、必要書類の持参又は郵送により提出してください。電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年1月14日(水)から令和8年1月21日(水)までの日（土曜、日曜を除く）の午前9時から午後5時までの間とします。

(2) 提出方法

質問書（秋田県所定様式）の持参又は郵送、FAX、電子メールにより提出してください。電話による受付は行いません。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答します。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和8年1月26日(月)までに県のホームページに掲載します。

6 入札参加資格の確認等

上記4 (3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月9日(月)までに、申請者あて結果を電子メールにより連絡します。

資格結果通知後であっても、不正等が判明した場合は入札参加資格を取り消します。

7 入札執行の日時及び場所

令和8年2月16日(月) 秋田県庁第二庁舎52会議室（5階）  
入札予定時刻は「別紙一覧」のとおり

## 8 契約

落札者決定後、落札日より5日以内に落札した者と県有財産賃貸借契約を締結します。

なお、契約書は設置区画毎に作成します。

## 9 問い合わせ先

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県教育庁総務課施設整備室 施設・管財チーム

TEL : 018-860-5116

FAX : 018-860-5852

E-mail:shisetsu-edu@pref.akita.lg.jp